

# JIS

## 子ども用衣料の安全性— 子ども用衣料に附属するひもの要求事項

JIS L 4129 : 2015

平成 27 年 12 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	石 川 麗 子	一般財団法人日本消費者協会
	井 上 裕 文	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.12.21

官 報 公 示：平成 27.12.21

原案作成協力者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

(〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館 TEL 03-6434-1125)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 要求事項	5
4.1 一般	5
4.2 頭部及びけい部の範囲	7
4.3 胸部及び腰部の範囲, 並びに衣料の内側及び外側	9
4.4 股から下に位置する衣料の裾	11
4.5 背面の範囲	12
4.6 腕の範囲	13
4.7 その他の部分	15
5 リスクアセスメントに関する考慮事項	15
附属書 A (参考) 適用除外の論理的根拠	16
附属書 B (参考) 人体計測データ	17
附属書 C (参考) ひもの分類に関する概念図	19
附属書 D (規定) 引きひも, 装着ひも及び装飾ひもの長さの測定方法	20
附属書 E (参考) リスクアセスメントに関する考慮事項	21
附属書 F (参考) 子ども用衣料のフードの安全性	22
解 説	24

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 子ども用衣料の安全性— 子ども用衣料に附属するひもの要求事項

## Safety of children's clothing— Cords and drawstrings on children's clothing—Specifications

### 序文

この規格は、子ども用衣料に附属するひもの安全性について、我が国の生産及び使用実態を踏まえて作成した日本工業規格である。

この規格の目的は、次の事項を考慮したうえで、子ども用衣料に附属するひものが偶発的に引っ掛かるリスクを最小限に抑えることにある。

- a) 子どもの年齢
- b) 公園での遊び、木登り、バス、電車での移動などの年齢及び発育段階に応じた子どもの正常な行動及び活動、子どもの能力、並びに子どもの世話をする者の監督下にある度合い。  
**注記** 子どもの特性に基づく安全性については、ISO/IEC Guide 50<sup>[1]</sup>を参照する。
- c) 子ども用衣料のひものが関与する重大事故は、子どもの年齢に応じて大きく次の二つのグループに分かれる。
  - 1) およその年齢幅 2 歳～8 歳：フードの引きひもが滑り台などの遊具に引っ掛かり、結果として死に至った。
  - 2) およその年齢幅 10 歳～14 歳：衣料の腰回り又は裾に附属したひもが、バスのドア、スキーリフト、自転車などの移動車両に引っ掛かって引きずられたり、又は車両にひかれたりして、結果として重症又は死に至った。  
**注記** 9 歳は、上記の 1) 及び 2) の両方に含まれる場合がある。
- d) 頭部又は首周りの伸縮性のひもは、数多くの顔面損傷につながっている。
- e) 子ども用衣料は、通常は身長を一次選択基準として身長別に、場合によっては年齢を付加指標として販売されている。乳児用衣料（およそ 1 歳まで）は、一般的には乳児の身長別に販売されている。

ひもと同様に偶発的に引っ掛かるリスクが広く認識されるものとして、子ども用衣料のフードがある。この規格の適用範囲には含まれないが、子ども用衣料のフードの安全性について、附属書 F に示す。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、子ども用衣料に附属するひもに関する要求事項について規定する。ただし、子どもにとって特殊なニーズに応える必要のある衣料は、補足的又は追加的な要求事項が求められる場合があるが、この規格は、これらの要求事項は含まない。